



今後の県の取組について

(令和5年2月10日の国の対処方針の変更を踏まえて)

令和5年2月20日

県民に対して

現在（～3月12日）

1 一人ひとりが徹底用心（法によらない働きかけ）

○M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の再徹底

- ・適切なマスクの着用、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等
- ・会食の際は、短時間、少人数で、マスク飲食の実践

○高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底

- ・高齢者や基礎疾患のある方や同居家族は家庭内でもマスク着用などの「うつさない、うつらぬ」対策の実施
- ・高齢者施設の従事者は、抗原検査キットによるセルフテストを積極的に活用

○マスク飲食実施店の利用

○ワクチン接種の積極的な検討

○感染時の自宅療養に備えた抗原検査キットや食料等の備蓄

○療養期間中の外出等の際は、マスク着用の徹底

2 セルフテストと陽性者登録（法によらない働きかけ）

○体調に異変を感じたら抗原検査キットによるセルフテスト

○感染した場合は、リスク者以外の方は、「陽性者登録窓口」への登録を第一の選択肢に

3月13日～5月7日

1 一人ひとりが徹底用心（法によらない働きかけ）

○基本的な感染防止対策の徹底

- ・同左

・削除

・国の方針を踏まえたマスク着用の見直しの呼びかけ

○高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底

・削除

- ・同左

・受診や面会等で医療機関や高齢者施設等を訪問するときは引き続きマスク着用

○飲食店等感染防止対策実施店の利用

○同左

○同左

○同左

2 セルフテストと陽性者登録（法によらない働きかけ）

○同左

○同左

国の方針を踏まえたマスク着用の見直しの呼びかけ

マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な選択を尊重する。【適用日:3月13日】

但し、重症化リスクの高い方に感染を広げないために、以下の場面ではいつもマスク着用

○医療機関への受診時・面会時

○重症化リスクの高い方が入院・生活する高齢者施設等への訪問時

また、混雑した電車やバスへの乗車時は、マスクの着用を推奨

なお、以下の場面も、マスク着用について留意

○感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、マスクを着用する。

○施設の利用やイベント参加時に事業者から着用を呼びかけられた時は、マスクを着用する。

○症状がある方、検査陽性の方、及び同居家族に陽性者がいる方は、外出を控える。

通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用する。

※文部科学省通知等により、学校は、4月1日からマスク着用を求めないことを基本とする。

飲食店・大規模集客施設等に対して

		現在(～3月12日)	3月13日～5月7日
事業者向け	飲食店等	<ul style="list-style-type: none">○短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨(法によらない働きかけ)○飲食店等での感染対策の強化、特に換気とマスクの適切な着用・マスク飲食(法によらない働きかけ)○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)○マスク飲食実施店認証制度の取組の継続(法によらない働きかけ)	<ul style="list-style-type: none">○削除○削除○同左○飲食店等感染防止対策実施店認証制度の取組の継続(法によらない働きかけ) (マスク飲食に関する認証項目は削除)
	大規模集客施設等	<ul style="list-style-type: none">○人が集まる場所での感染対策の徹底(法によらない働きかけ)<ul style="list-style-type: none">・ 従業員への検査の勧奨・ 適切な換気・ 手指消毒設備の設置・ 入場者の整理・誘導・ 発熱者等の入場禁止・ 入場者へのマスクの着用等の周知○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)	<ul style="list-style-type: none">○人が集まる場所での感染対策の徹底(法によらない働きかけ)<ul style="list-style-type: none">・ } 同左・ }・ }・ }・ }・ 削除○同左

イベントに対して

現在(～3月12日)

3月13日～5月7日

○次の人数上限を遵守(法第24条第9項)
(令和5年1月27日(金)～)

	感染防止安全計画 策定・提出 (注1)	その他 (感染防止策チェックリスト 作成・公表)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率上限	100%	

※収容率上限と人数上限でどちらか小さいほうを
限度(両方の条件を満たす必要)
(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

○感染防止対策の徹底(法によらない働きかけ)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

○同左

○同左

○同左

事業者向け
イベント

その他

【事業者全般に対して①】

- 職場における感染防止のための取組(テレビ会議の活用等)(働きかけ) (継続)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ) (継続)
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項) (継続)
- マスク着用見直しを踏まえた業種別ガイドラインの変更に基づく施設での対応や準備(新規)

【事業者全般に対して②】(継続)

- 従業員や児童生徒等からコロナ感染による休暇取得を求められた場合、証明のための医療機関の受診や、療養証明書の提出を求めず、必要な場合は診療明細書、セルフテストの画像、県の陽性者登録窓口に登録後に送られた受付確認メール等代替書類※の提出により休暇を認める。(働きかけ)

※ 生命保険協会ホームページ参照 <https://www.seiho.or.jp/info/news/2022/20220901.html>

その他県の取組

【無料検査事業（一般検査事業）】（法第24条第9項による検査の推奨）（継続）

- 不安を感じる県民の方に身近な場所での検査の機会を提供する「無料検査事業」における一般検査事業は、**制度が続く間は、感染状況等により必要に応じて継続**

【公立学校等における取組】（継続）

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

【県機関における対応】（継続）

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 「全庁コロナ・シフト」の維持に向け、事業見直しを徹底し、感染拡大期等には、職員確保を優先
 - ・ 県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す